

# ○大府市公共下水道供用開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により公共下水道管理者の許可を受けるべき行為について定めた大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号。以下「条例」という。）第21条のうち、区域外からの汚水流入の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「区域外からの汚水流入」とは、公共下水道供用開始区域内の汚水管渠<sup>きょう</sup>に公共下水道供用開始区域外からの汚水を流入させるために必要な法第24条第1項第3号の行為について条例第21条の規定による許可（以下「許可」という。）を受け、公共下水道の排水施設に汚水を排除することをいう。

(許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、大府市下水道条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第4号）第22条に規定する物件設置許可申請書に次に掲げる書類を添えて、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 地積図
- (3) 排水設備平面図、縦断面図、横断面図及び構造詳細図
- (4) その他特に市長が必要と認めるもの

(許可の基準)

第4条 前条の規定による申請があった場合、市長は、次に掲げる全ての要件に該当するときは、これを許可をすることができる。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 区域外からの汚水流入に係る土地に接する道路に汚水管渠（主要な管渠、圧送管等及び取付管の設置を市が認めない汚水管渠を除く。）が埋設されていること。
- (2) 区域外から排除される汚水について、原則として自然流下による公共下水道への流入が可能なこと。
- (3) 区域外から排除される汚水の量が、下水道施設の処理能力及び維持管理に支障を及ぼさない範囲内であること。
- (4) 区域外から排除される汚水の水質が、法令等に定める基準に適合していること。
- (5) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条各号に規定する技術上の基準に適合するものであること。

(排水施設の接続方法等)

第5条 排水施設の接続方法、構造、計画の確認及び工事の検査に関し、必要な事項については、条例の例による。

(許可の条件)

第6条 市長は、許可に当たって条件を付することができる。

(費用負担)

第7条 公共下水道の排水施設に固着する公共汚水ます、取付管等の排水施設（以下「公共汚水ます等」という。）の設置に必要な費用の一切は、許可申請者の負担とする。

(施設の帰属及び管理)

第8条 許可申請者が許可を受けて設置した公共汚水ます等は、完了検査後、市に帰属するものとする。

2 市に帰属した公共汚水ます等の維持管理は、市が行う。ただし、許可申請者又は第三者の責に帰すべき事由により公共汚水ます等の機能に支障が生じた場合は、この限りでない。

(私設排水施設への接続)

第9条 条例第5条の規定は、私設排水施設の接続について準用する。この場合において、私設排水施設に接続しようとする他の者は、既設の私設排水施設所有者の承諾を得なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。